

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当施設（ホテル）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ）又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当施設（ホテル）が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設（ホテル）に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設（ホテル）に申し出ていただきます。
- (1)宿泊者名
(2)宿泊日及び到着予定時刻
(3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
(4)その他当施設（ホテル）が必要と認める事項
2. 当施設（ホテル）に愛犬を同伴して宿泊規約の申込みを行う場合、次の事項を当施設（ホテル）に申し出ていただきます。
- (1)愛犬の名前、年齢、性別
(2)犬種
(3)ワクチン接種歴
(4)その他当施設（ホテル）が必要と認める事項
3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設（ホテル）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設（ホテル）が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設（ホテル）が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当施設（ホテル）が定める申込金を、当施設（ホテル）が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設（ホテル）が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設（ホテル）がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設（ホテル）は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設（ホテル）が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当施設（ホテル）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
(2)満室（員）により客室の余裕がないとき
(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

- イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6)宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という)であるとき
 - (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (9)都道府県条例の規定に該当するとき（旅館業法施行条例第7条）
 - (10)宿泊しようとする者が、当施設（ホテル）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
2. 当施設（ホテル）に愛犬を同伴して宿泊の場合は、愛犬が次に掲げる場合においては、宿泊の契約の締結に応じないことがあります。
- (1)宿泊する愛犬が、他の宿泊者、来館者、他のペットに迷惑（攻撃、噛み付き、追い回し、無駄吠えなど）を及ぼす恐れがあると当施設（ホテル）において判断したとき
 - (2)宿泊する愛犬が、過去1年以内に、狂犬病及び「5種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
 - (3)宿泊する愛犬が、感染症に罹患している可能性があるとき
 - (4)その他当施設（ホテル）が予め定めた事項に該当するとき

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当施設（ホテル）に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当施設（ホテル）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設（ホテル）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設（ホテル）が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設（ホテル）が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当施設（ホテル）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当施設（ホテル）の契約解除権）

第7条 当施設（ホテル）は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (4)宿泊客が特定感染症の患者等であるとき
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (7)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設（ホテル）が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
- (8)都道府県条例の規定する場合に該当するとき（旅館業法施行条例第7条）
- (9)宿泊客が、当施設（ホテル）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供

- を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
2. 当施設（ホテル）に愛犬を同伴して宿泊の場合、愛犬が次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊する愛犬が、他の宿泊者、来館者、他のペットに迷惑（攻撃、咬み付き、追い回し、無駄吠えなど）を及ぼす恐れがあると当施設（ホテル）において判断したとき
 - (2) 宿泊する愛犬が、過去1年以内に、狂犬病及び「5種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
 - (3) 宿泊する愛犬が、明らかに感染症に罹患していると認められたとき
 - (4) その他当施設（ホテル）が予め定めた事項に該当するとき
 3. 当施設（ホテル）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設（ホテル）のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設（ホテル）が必要と認める事項
2. 当施設（ホテル）に愛犬を同伴して宿泊する場合、愛犬同伴宿泊規約同意書を確認後、同意書にサインしていただきます。
 - (1) 宿泊する愛犬の名前、年齢、性別
 - (2) 犬種
 - (3) ワクチン接種歴
 - (4) その他当施設（ホテル）が必要と認める事項
 3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当施設（ホテル）の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設（ホテル）は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
 - (2) 超過3時間以上は、室料相当額の100%
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は、当施設（ホテル）内においては、当施設（ホテル）が定めて当施設（ホテル）内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 当施設（ホテル）の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、各所の掲示、フロント、客室施設案内等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ. 門限 なし
 - ロ. フロントサービス 午前7時30分～午前11時00分 午後15時00分～午後9時00分
- (2) 飲食等（施設）サービス時間
 - イ. 朝食 午前7時30分～午前9時00分
 - ロ. 昼食 午前11時00分～午後2時00分
 - ハ. 夕食 午後5時30分～午後9時00分
 - ニ. その他の飲食等 午後3時00分～午後9時00分

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、インターネット予約等による事前決済を除き、通貨又は当施設（ホテル）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設（ホテル）が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設（ホテル）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

(当施設（ホテル）の責任)

第 13 条 当施設（ホテル）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害をこえたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設（ホテル）の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当施設（ホテル）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設（ホテル）は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設（ホテル）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設（ホテル）は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設（ホテル）がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設（ホテル）は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設（ホテル）内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当施設（ホテル）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設（ホテル）は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設（ホテル）に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当施設（ホテル）はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設（ホテル）に到着した場合は、その到着前に当施設（ホテル）が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設（ホテル）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設（ホテル）は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、当施設（ホテル）が発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。ただし飲食物、衛生環境を損なう物については、速やかに当施設（ホテル）の管理手順に従い処理いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設（ホテル）の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当施設（ホテル）の駐車場をご利用になる場合、車両のキー寄託の如何にかかわらず、当施設（ホテル）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設（ホテル）の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当施設（ホテル）が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設（ホテル）に対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊客の病気・怪我)

第 19 条 宿泊時、当施設（ホテル）内にて発病した病気・怪我については、発病当日に近隣病院にて直ちに診断書を取得し、当施設（ホテル）に遅れることなく提出することとします。当施設（ホテル）責任者の確認、了承なしに提出された宿泊日以外での診断書の内容においては、当施設（ホテル）では責任は負いません。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

内 訳	
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金 ①基本宿泊料（室料+朝食等の飲食料） ②愛犬の宿泊料（愛犬を同伴して宿泊の場合）
	追加料金 ③追加飲食料（①に含まれるものを除く） ④その他の利用料金
	税金 イ消費税 ロ入湯税150円

備考 1 基本宿泊料はパンフレット、ホームページ等に掲示する料金表によります

- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供した時は大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、寝具のみを提供したときは 3,300 円（税込）をいただきます
寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料として 2,750 円（税込）をいただきます
- 3 愛犬は、1泊1頭につき、5,500 円（税込）をいただきます

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	7 日前 から 4 日前	14 日前 から 8 日前	20 日前 から 15 日前	30 日前 から 21 日前
個人	5 名以下 (2 部屋以下)	100%	100%	70%	50%	40%	30%	20%		
グループ	6 名以上 (3 部屋以上)	100%	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	
団体	15 名～30 名まで	100%	100%	90%	80%	70%	60%	40%	30%	20%
	31 名～60 名まで	100%	100%	90%	80%	70%	60%	40%	30%	20%

(注) 1.1%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかわりなく、1 日分（初日）の違約金を收受します。

3.グループ、団体の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

(日帰り客の責任)

第20条 日帰り客の故意又は過失により当施設（ホテル）が損害を被ったときは、当該日帰り客は当施設（ホテル）に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第3 日帰り料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

内 訳	
日 帰 客 が 支 払 う べ き 総 額	①基本飲食料（室料+飲食料+施設使用料）
追 加 料 金	②追加飲食料（①に含まれるものを除く） ③その他の利用料金
税 金	イ消費税 ロ入湯税150円（温泉入浴利用の場合）

別表第4 日帰り客 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	無連絡	当日	前日	2日前	3日前	7日前 から 4日前	14日前 から 8日前	20日前 から 15日前	30日前 から 21日前
契約申込人数	14名まで	100%	100%	50%	40%	30%	20%		
	15名～30名まで	100%	100%	60%	50%	30%	20%	20%	10%
	31名～80名まで	100%	100%	70%	60%	40%	30%	20%	10%

(注) 1.％は、基本飲料に対する違約金の比率です。

2.予約人数の10％以内の人数減少は、1日前連絡の場合は無料。違約金は発生いたしません。

